

令和3年度山元町における障害者就労施設等からの 物品等の調達を推進を図るための方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり方針を定める。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、町の全ての部署が発注する物品等の調達とする。

4 調達の基本方針

予算の適正な執行、契約における経済性、公平性、競争性及び町の関連する施策等との整合性に留意し、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める。

5 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第4項に掲げる施設（別表1）とする。

6 調達を推進する物品等の種類

調達を推進する物品等の種類は、別表2のとおりとする。

7 物品等の調達目標

令和3年度における調達目標は、以下のとおりとする。

- (1) 物品 100,000円
- (2) 役務 1,070,000円

8 調達推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次に掲げる取組を行う。

- (1) 障害者優先調達推進法の周知・啓発を図りながら、障害者就労施設等から提供可能な物品等の必要な情報を収集し、庁内の各部署に提供するものとし、必要に応じて、障害者就労施設等からの調達の推進に向けた調整を行う。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を活用する。
- (3) 物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、発注方法、発注量、納期の設定など障害者就労施設等の特性に配慮した発注に努める。
- (4) 障害者就労施設等からの優先調達にあたっては、事務用消耗品等に限らず、イベント等での啓発用物品や記念品の活用など発注可能な物品等を十分に活用する。

9 調達方針及び調達実績の公表

調達方針及び調達実績は町のホームページ等により公表する。

10 その他

物品等の調達のほか、町及び関係団体が実施するイベント等での販売機会の確保に努める。

11 調達方針に基づく窓口担当

調達方針の担当窓口は、保健福祉課とする。

【別表 1】

区分	事業所等の種別	事業所等の概要
障害福祉サービス事業所等	就労継続支援 A 型 ・ B 型 〔障害者の日常生活及び社会生活総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 14 項〕	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援 〔障害者総合支援法第 5 条第 13 項〕	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護 〔障害者総合支援法第 5 条第 7 項〕	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設 〔障害者総合支援法第 5 条第 11 項〕	その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排泄又は食事の介護その他の厚生労働省で定める便宜を供与する事業所（本方針では、就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター 〔障害者総合支援法第 5 条第 25 項〕	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者の地域社会における作業活動の場として障害者基本法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
企業	特例子会社 〔障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条第 1 項〕	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
在宅就業障害者等	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

【別表 2】

区分	品目	具体例
物品	食料品・飲料	クッキー、ケーキ、アップルパイなど
	小物雑貨	ハンカチ、手ぬぐい、バスボムなど
役務	清掃業務	清掃、除草作業など